

令和5年度
市町村保健・福祉主管課長会議資料
【地域福祉課】

- 1 被災者支援の取組について
- 2 安心して暮らせる地域社会づくりの推進について
- 3 戦没者遺族等への援護について
- 4 社会福祉法人の適正な運営確保について
- 5 生活保護の適正な実施等について
- 6 生活困窮者への支援の充実について

令和5年5月9日

1 被災者支援の取組について

(1) 被災者の中長期的な見守り等支援体制について

① 令和5年度生活支援相談員配置計画

- 県では、被災者が孤立を深めることがないように、岩手県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会と連携して、生活支援相談員の配置及び地域見守り支援拠点の設置による、見守り・相談支援や福祉コミュニティの形成支援等に取り組んでいる。
- 令和5年度は、各市町村社会福祉協議会の意向を踏まえ、60人を配置するために必要な経費を当初予算に計上している。

	R5計画		R5計画
宮古市社協	4人	釜石市社協	7人
大船渡市社協	11人	大槌町社協	7人
花巻市社協	1人	山田町社協	18人
陸前高田市社協	10人	県社協	2人
		計	60人

② 中長期的な被災者支援の方向性

ア 課題

- 発災から12年が経過する中、被災者の相談内容については、被災者特有の課題から、被災者以外の住民と共通する、複雑化、多様化した生活課題に変化している一方、コミュニティとのつながりの面では、震災による影響が依然として残っており、中長期的な支援ニーズが見込まれる。

イ 今後の方向性

- 被災者の孤立を防止するため、引き続き、生活支援相談員の配置や地域見守り支援拠点の設置などに取り組んでいくが、被災者の複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため、中長期的には、市町村の一般施策を中心とする包括的な支援体制の構築を進めていく必要がある。
- 市町村における包括的な支援体制の構築に向けては、令和3年度に、属性や世代を問わない相談支援等の個別支援に加え、住民同士がつながり支え合う地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されたところであり、被災者の様々な支援ニーズに対応していくうえで有効な取組と考えている。
- このため、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン（復興推進プラン）に、市町村における重層的支援体制整備事業の取組の促進を盛り込み、実施市町村の拡大を図りながら、被災者を支える中長期的な支援体制を構築していく。

「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン（復興推進プラン）

II 暮らしの再建 4 地域コミュニティ

主な取組内容

取組項目 NO.12 地域コミュニティの再生・活性化を支援します

② 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

被災者が孤立を深めることがないように、生活支援相談員の配置による見守りや福祉コミュニティの形成支援に取り組むとともに、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進します。

また、地域の福祉課題に主体的に取り組む福祉ボランティアの育成を支援します。

市町村に協力を依頼する事項	<p>① 民生委員や市町村が独自に配置する支援員、生活困窮者自立相談支援機関など市町村が設置する相談支援機関等と、「生活支援相談員」との連携・情報共有について協力願いたい。</p> <p>② 生活支援相談員を災害公営住宅や地域の空き店舗等に配置する「地域見守り支援拠点」の取組について協力願いたい。</p> <p>③ 重層的支援体制整備事業の実施による中長期的な支援体制の構築について検討願いたい。</p>
---------------	---

【参考】

広域振興局等の取組事項	<p>① 被災者の見守り等支援体制の確保に向けた市町村、社会福祉協議会等との連携・協力。</p> <p>② 市町村社会福祉協議会、生活支援相談員からの問合せや相談への対応。（生活保護制度や各種被災者支援等）</p>
-------------	---

(2) 災害派遣福祉チームについて

ア 概要

本県では、大規模災害時に避難所等において要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援等を行う「岩手県災害派遣福祉チーム」を設置している。

平成28年度には、熊本地震に際して初めてチームを派遣したほか、同年の台風第10号災害では岩泉町、平成30年7月豪雨災害では岡山県倉敷市へチームを派遣し、現地の関係者と連携して、避難所でのニーズ把握や環境改善、福祉相談、応急的な介助支援など要配慮者の状況に応じた各種支援を行った。

イ 国によるガイドラインの策定と災害派遣福祉チーム全国化の動き

厚生労働省では、都道府県における災害福祉広域支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置を目指し、平成30年5月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定したほか、令和元年度からは「災害福祉支援ネットワ

ーク構築・運営リーダー養成研修」の開催、令和4年度からは「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置し、各都道府県での災害派遣福祉チームの設置及び広域的な派遣体制の構築を促進している。

ウ 今後の取組

災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制の充実を図るため、災害派遣福祉チームの派遣体制強化など、引き続き国への要望や東北各県との連携、全国への情報発信に取り組むほか、本県におけるチーム派遣体制の充実・強化に向け、引き続きチーム員の養成研修・訓練等を行うとともに令和4年度からは「災害福祉支援コーディネーター」を岩手県社会福祉協議会等に配置し、平時から保健医療関係チームとの合同研修・訓練やチーム員等を対象とした圏域別の研修会等を行う。

また、災害時において、災害派遣福祉チームが要配慮者支援を適切に行うためには被災市町村及び現地関係者との連携が必要不可欠であることから、これまでもチームの周知や活動への協力をお願いしてきたところであり、今後も各市町村との連携体制構築に向けた取組を進めることとしている。

【岩手県災害派遣福祉チームの概要】	
・派遣主体：岩手県災害福祉広域支援推進機構（平成25年9月設置） （本部長：知事、事務局：岩手県社会福祉協議会、関係26団体で構成）	
・チーム員登録者数：283名（令和4年12月末現在）	
・チーム編成：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士等（1チーム4～6人）	
・主な活動内容：避難所等における避難者等の福祉ニーズの把握、応急的支援など	

市町村に協力を依頼する事項	① 災害派遣福祉チームの市町村防災計画への位置付け ② 市町村が実施する防災訓練へのチームの参加機会の確保 ③ 福祉専門職である市町村職員のチーム員への登録 ④ 災害派遣福祉チームの福祉・医療・保健関係者への周知 ⑤ 災害福祉支援コーディネーターが実施する各種研修会への参加・協力
---------------	--

【参考】

広域振興局等の取組事項	① 災害派遣福祉チームの位置付けに係る市町村防災計画への助言 ② 災害派遣福祉チームの市町村・福祉・医療・保健関係者への周知 ③ チーム員地区協議会の設置に向けた連携・支援 ④ 災害福祉支援コーディネーターが実施する各種研修会への参加・協力
-------------	---

(3) 防災ボランティアについて

ア これまでの県の取組

東日本大震災津波や大雨災害等におけるボランティア活動の課題を踏まえ、平成

26年3月「岩手県防災ボランティア活動推進指針」を策定し、岩手県防災ボランティアネットワーク連携会議や研修会を通じ、地域の受援力（ボランティアを受け入れる力）を高める取組や関係機関・団体のネットワーク構築等に取り組んできた。

平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害では、岩手県防災ボランティアネットワーク連携会議のメンバーが中心となり、被災地の災害ボランティアセンターへの支援等、指針の目的を踏まえた連携と活動が行われた。

イ 今後の取組

内閣府では平成30年4月に「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」を発行するなど、地域の実情に合わせた三者連携（行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等）の促進を図っている。

県では、上記ガイドブックの内容及び、台風災害対応等で得られた教訓や反省を踏まえ、令和2年度に指針の改定を行い、地域防災計画に定められているボランティアの育成や発災時における関係機関・団体ネットワーク活動の充実など、防災ボランティア活動の一層の促進を図る。

また、岩手県社会福祉協議会に市町村災害ボランティアセンター指導職員を配置し、災害発生時に市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置運営が行われるよう、設置運営研修の開催や市町村域の連絡ネットワークの構築など、市町村や市町村社協等への支援に取り組むこととしている。

【参考】岩手県防災ボランティア活動推進指針の概要

1 防災ボランティア活動推進のための基本的視点

- (1) 平時における関係機関・団体のネットワークの構築
- (2) 災害時における連携・協働体制の構築
- (3) 地域の「受援力」を高める取組の推進

2 防災ボランティア活動推進のための取組方向

- (1) 災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組
- (2) 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に向けた取組
- (3) 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組
- (4) 要配慮者世帯の状況及び被災者ニーズの把握に向けた取組

【参考】各災害におけるボランティア活動人数

災害名	時点	活動人数(※)
東日本大震災津波	令和4年3月末	570,032人
平成28年台風第10号		24,470人
令和元年台風第19号		6,493人

※ 県内市町村社会福祉協議会が設置したボランティアセンターを通じて活動した人数を岩手県社会福祉協議会が集計しているもの。(県社協HP等より引用)

市町村に協力を依頼する事項	<p>① 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」を踏まえ、災害ボランティアセンターを迅速に設置し、円滑に運営するとともに、効果的な支援活動を展開するため、市町村社会福祉協議会と連携して、各市町村域のネットワーク連絡会議（※1）を設置し、関係機関・団体等との連携体制を構築</p> <p>② 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」連絡会議（※2）が主催する行政、社協、NPO団体等の連携の促進を目的とした研修会への積極的な参加</p>
---------------	--

※1 市町村域ネットワーク会議 構成員

市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、地元団体（NPO等）、消防団、町内会長、民生委員等 ※構成員は地域の実情等に応じて適宜、変更予定

※2 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」連絡会議 構成員

岩手県社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部、NPO法人いわて連携復興センター、NPO法人遠野まごころネット、一般社団法人SAVE IWATE、岩手県立大学、盛岡市、雫石町、大船渡市社会福祉協議会、一関市社会福祉協議会、岩手県

【参考】

広域振興局等の取組事項	<p>① 各市町村域ネットワーク連絡会議（※2）開催に係る協力</p> <p>② 発災時における市町村、市町村社協、NPO等との情報共有、ボランティア等への情報発信</p> <p>③ ボランティア従事者等への高速道路無償化に係る証明書の発行（各局経営企画部等に対応）</p>
-------------	---

2 安心して暮らせる地域社会づくりの推進について

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組について

ア 現状及び課題

共同体機能の脆弱化や、人口減による地域社会の担い手不足等を背景に、8050世帯やヤングケアラー、ダブルケアなど、従来の介護や障がい、子育てなどの属性別の支援体制では対応が困難な複雑化、複合化した支援ニーズが顕在化しており、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築を促進していく必要がある。

イ 今後の方向性

- ・ 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と社会的孤立を生まない地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の取組を促進していく。
- ・ 事業実施市町村の拡大に向け、ノウハウ面での支援や人材の育成・確保により、市町村の取組を支援していく。

「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン（政策推進プラン）

I 健康・余暇

3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくれます

<県が取り組む具体的な推進方策（工程表）>

① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

- 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と社会的孤立を生まない地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進します。また、地域の福祉課題に主体的に取り組む福祉ボランティアの育成を支援します。

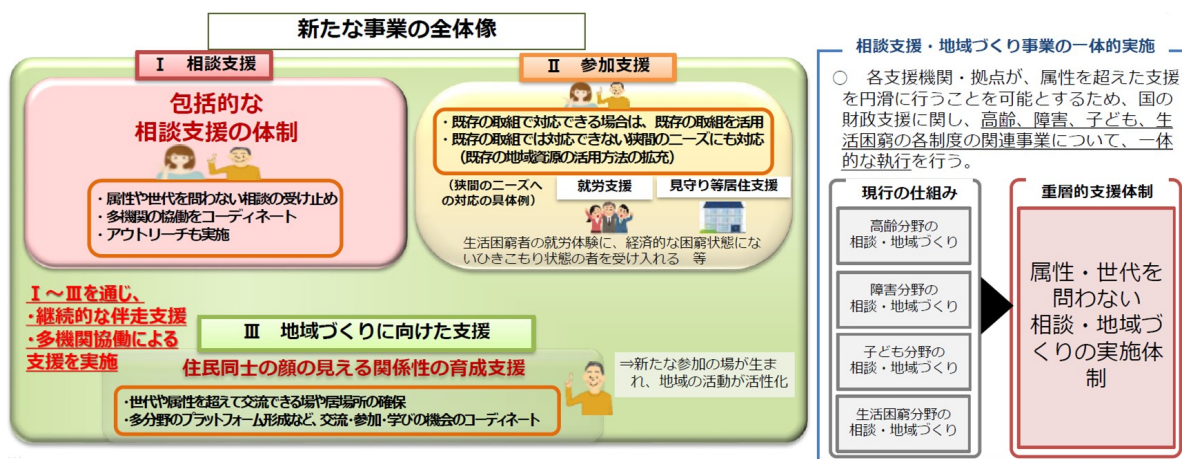
(指標)

- 重層的支援体制整備事業を実施している市町村数（市町村）

現状値	R5	R6	R7	R8
2	4	8	13	18

① 重層的支援体制整備事業の概要

- 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、社会福祉法の改正により、令和3年度に創設された市町村事業。
- 属性や世代を問わない相談支援や、社会とのつながりを回復する参加支援などの個別支援に加え、住民同士がつながり支え合う地域づくりに向けた支援を一体的に実施。



- 市町村における事業の実施は任意とされているが、地域における包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を図っていくうえで有効な取組であることから、県としては、実施市町村の拡大を図っていく必要があると考えている。

② 実施市町村の拡大に向けた支援

- ・ 現時点において実施予定がない市町村からは、実施しない理由として、概ね、現状で包括的な支援ができているとの回答があったが、専門的知識や人員の不足を挙げている市町村もあることから、こうした課題に対応するための支援を行う必要がある。
- ・ このため、県では、別紙のとおり、研修会の開催やアドバイザーの派遣等によるノウハウ面での支援のほか、地域福祉における専門人材として事業の中核を担うことが期待されるコミュニティソーシャルワーカーの養成などにより市町村の取組を支援していく。

事業名		内 容
ノ ウ ハ ウ 支 援	重層的支援体制整備事業研修会	市町村等に対し、重層的支援体制整備事業に係る体制構築や具体の運用等を説明するための事業研修会を開催。
	ダブルケア研修会	市町村等に対し、複雑化、複合化した支援ニーズに対する対応スキルの強化を図るための研修会を開催。
	重層的支援体制構築アドバイザー	重層的支援体制整備事業を実施し、又は実施に向けた準備等を行う市町村に対し、専門的見地から助言等を行うアドバイザーを派遣。
	地域福祉推進フォーラム	市町村等関係機関をはじめ、広く県民に対し、包括的な支援体制の構築による地域共生社会の実現に向けた機運醸成を図るためのフォーラムを開催。
	連絡調整会議	重層的支援体制の構築に向けた、県と市町村等関係機関との情報共有の場として連絡調整会議を開催。
人 材 養 成	重層的支援体制の構築に向けた人材養成事業委託	地域福祉における専門人材として重層的支援体制整備事業の中核を担うことが期待されるコミュニティソーシャルワーカーの養成及びスキルアップのための研修を実施。
そ の 他	包括的支援体制整備状況調査	市町村における重層的支援体制整備事業の取組促進を図るため、個別訪問により、包括的支援体制整備状況の聴取及び事業導入の働きかけを実施。
	岩手県地域福祉推進協議会	岩手県地域福祉支援計画の評価・検証、包括的な支援体制の構築に向けた推進方策等について協議するため、外部の有識者等を委員とする協議会を開催。

市町村に協力を依頼する事項	<p>① 重層的支援体制整備事業の実施による包括的な支援体制の構築について検討願いたい。</p> <p>② 県が開催する研修会等へ積極的に参加するとともに、重層的支援体制構築アドバイザーを有効に活用願いたい。</p>
---------------	--

【参考】

広域振興局等の取組事項	① 市町村における包括的な支援体制の構築についての協力。 ② 特に、重層的支援体制整備事業を実施する町村に対しては、支援会議等への参画をはじめ、福祉事務所として積極的に連携を図ること。
-------------	---

(2) 民生委員・児童委員の活動支援について

ア 民生委員・児童委員一斉改選

3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選が令和4年12月1日に実施されたところ。

欠員がある市町村については、引き続き潜在候補者の掘り起こしに努めていただきたく、県ではチラシを作成し、昨年度末に市町村にデータ提供を行っている。

なお、同じチラシは商工会議所・商工会に配布しており、周知に協力をいただいている。

一方で、国の定数基準を超過している市町村にあつては、令和3年度にヒアリングを行ったところであるが、例えば、段階的な定数削減を行うことなど民生委員児童委員協議会と丁寧に協議いただき、基準超過の是正に向けて取り組みを進められたい。

イ 民生委員の活動支援

少子高齢化や核家族化が進行し、住民同士のつながりが薄くなる中、地域においては、高齢者の介護や障がい者の自立、子育て、生活困窮者への対応、災害時の助け合いなど、複雑かつ多様な生活・福祉課題が顕在化し、民生委員・児童委員の活動量の増加、支援の困難性、これらを背景とした成り手の確保などが課題である。

県では、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりのため、民生委員・児童委員の役割や社会的重要性等について住民に理解してもらうための広報活動を行うほか、各種研修の実施や地方交付税算定基礎の改定を踏まえた活動費の増額（年額60,200円）等の活動支援に取り組んでいる。

各市町村においても、民生委員が、つなぎ役として各相談機関等へ地域住民をつなぎ、民生委員自身が問題を抱え込むことのないよう、相談窓口の情報提供や、問題を抱えた住民の個別支援を検討する各種会議等へ参加できるような配慮や関係機関等への働きかけのほか、「地区民生委員・児童委員協議会」との連携及び活動支援や住民への広報啓発活動、民生委員を補助する支援スタッフの配置等、地域の実情に応じた支援策や負担軽減の取組について検討いただきたい。

県の取組事項	① 新任委員向け研修、中堅委員向け研修、主任児童委員向け研修、市町村民児協会長・副会長研修の実施 ② 民生委員・児童委員活動の普及（住民の理解のための広報活動等） ③ 一斉改選に向けた事務手続き
--------	---

市町村の取組事項	① 民生委員・児童委員地区協議会と連携及び活動支援 ② 民生委員・児童委員の各種個別支援会議等への参加の配慮 ③ 住民に対する民生委員・児童委員の社会的重要性に係る啓発活動 ④ 地域の状況に応じた民生委員・児童委員の負担軽減の検討・取組 ⑤ 民生委員・児童委員の確保に向けた潜在候補者の掘り起こし ⑥ 定数基準を超過している市町村にあっては、次回一斉改選に向けて基準超過を是正する取組
----------	---

【参考】

広域振興局等の取組事項	① 各種業務における民生委員・児童委員との連携 ② 民生委員・児童委員の意向や地域の福祉課題を踏まえた研修の提供
-------------	---

(3) ひとにやさしいまちづくりの推進について

令和元年度に策定した「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)」に基づき、県民や事業者等との連携、協働により、ひとにやさしいまちづくりを推進することとしている。

新たな推進指針については、障がい当事者の方からの意見を踏まえ、多機能トイレなど障がい者用設備の目的やあり方等の一層の理解と普及、全ての人々が相互に支え合う「心」の醸成を図るため、写真やイラストを活用した新指針(冊子)のほか、小学生向け普及パンフレットを作成して各小学校へ配付するなど、県民に対する意識啓発や学ぶ機会の充実に努めている。

【参考】ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)の概要

1 推進期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

2 目指す姿

全ての人々が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会

3 基本的な推進方向

- (1) 全ての人々が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する「ひとづくり」
- (2) 全ての人々が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」
- (3) 全ての人に使いやすい「ものづくり」
- (4) 全ての人々が必要なときに必要な形で受け取ることができる「情報発信」
- (5) 全ての人々が多様な分野で主体的に活躍できる「参画」

ア ヘルプマーク・ヘルプカードの配付・普及促進

県では、市町村の協力を得て、令和元年度からストラップ型ヘルプマークの配付を行うとともに、公共施設や主要駅等へのポスター掲示など普及啓発を行っているが、ヘルプマークを身に付けた方への配慮を促進するため、広報活動など更なる普及啓発に取り組むこととしている。

【参考】ヘルプマーク及びヘルプカード



イ ひとにやさしい駐車場利用証制度について

県では、公共施設等にある車いす用駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用制度」を実施しており、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいては引き続き「ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数」を具体的推進方策指標とし、現状値（2021）1,079区画から目標値（2026）1,130区画への拡大を目指している。

<p>県の取組事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① ひとにやさしいまちづくりセミナーの開催（4地区予定） ② 意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ いわてユニバーサルデザイン電子マップの運営 ・ 県内のバリアフリー設備等の情報の収集及び発信 ・ ひとにやさしい駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の推進（利用証の普及、指定駐車施設協定締結推進） <p>※ 平成22年度から運用開始。平成24年4月1日から同様の制度を実施する府県の間で利用証の相互利用が開始され、現在、全国41府県1市で相互に利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく知事表彰等 ③ 県民の意見を反映する仕組みの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとにやさしいまちづくり推進協議会の運営等 ・ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく利用者意見聴取等の実施（公共施設新設・大規模改修実施時） ④ 公共的施設整備基準適合件数の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公共的施設の新設等の際の事前協議を義務づけ、よりよい施設整備を推進（建築住宅課） ⑤ ひとにやさしいまちづくり推進資金の貸付による施設整備の促進
<p>市町村に協力を依</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① まちづくりや公共施設整備時における、障がい当事者の意見聴取や反映による、ユニバーサルデザイン導入への配慮

頼する事項	② ヘルプマーク・ヘルプカードの配付及び普及啓発 ③ いわてユニバーサルデザイン電子マップの活用と登録等の情報提供 ④ 市町村施設、関連施設などのひとにやさしい駐車場利用証制度に係る県との協定締結 ⑤ ひとにやさしい駐車場利用証制度の住民に対する広報の協力 ⑥ 関係職員のひとにやさしいまちづくりセミナーなどへの参加
-------	--

【参考】

広域振興局等の取組事項	① ヘルプマーク・ヘルプカードの配付及び普及啓発 ② いわてユニバーサルデザイン電子マップの運営 ③ ひとにやさしい駐車場利用証制度の実施 ④ 各種研修実施に係る協力 ⑤ 地域（圏域）単位での、民間団体によるユニバーサルデザイン推進活動の継続支援
-------------	---

(4) 成年後見制度等の利用促進について

ア 概要

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人のいずれかを選任し、これら当事者が財産管理や契約行為等を行う場合に、その意思決定を法律的に支援するものであるが、現状では、制度の理解不足や後見人等の選任に係る審判手続きの煩雑さ、後見人等の担い手不足、審判に係る費用や後見人等への報酬といった経済的負担などが課題となり、その利用が進んでいない。

イ 制度の利用促進に係る国の方針等

(ア) 第一期計画（平成29年度～令和3年度）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（第一期計画）により、市町村には、「成年後見制度の利用促進に係る計画」の策定、「地域連携ネットワーク」の整備及び「中核機関」の設置等（努力義務）、市町村が中心となった制度の利用促進が求められてきた。また、令和元年7月11日付け厚労省通知「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを踏まえた体制整備の推進について」では、全国の全ての市町村において令和3年度末までに「中核機関・権利擁護センターを設置」、「パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を実施」、「成年後見制度の利用促進に係る市町村の計画を策定」、「法律職団体・社会福祉協議会・医療や福祉の関係者等からなる協議会等（審議会）の合議体を設置」することを、目標として掲げてきた。

(イ) 第二期計画（令和4年度～8年度）

令和4年3月25日付け厚労省通知「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」により、都道府県及び市町村に対し、改めて役割が示されたところ。

【第二期計画の工程表に記載された市町村に関するKPI】

- ・ 任意後見制度の利用促進

令和6年度末までに「全1,741市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

- ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。
- ・ 権利擁護支援の行政計画等の策定推進
令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。
- ・ 地域連携ネットワークづくり
令和6年度末までに「全1,741市町村」による制度や相談窓口制度や相談窓口の周知。
令和6年度末までに「全1,741市町村」による中核機関の整備。

(ウ) いわて県民計画

いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいて、以下のよう
に記載し権利擁護の体制整備に取り組むこととしている。

「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン（政策推進プラン）

I 健康・余暇

3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

<県が取り組む具体的な推進方策（工程表）>

② みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備

- ・ 高齢者や障がい者等の判断能力や生活状況を踏まえた権利擁護を行うため、市町村や社会福祉協議会等と連携し、どの地域においても成年後見制度や日常生活自立支援事業等が適切に利用できるよう体制整備に取り組みます。

(指標)

- ・ 成年後見制度に係る中核機関を設置している市町村数（市町村）

現状値	R5	R6	R7	R8
20	30	33	33	33

ウ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の適切な連携

日常生活自立支援事業は、利用者本人との契約に基づき、日常的な生活援助の範囲内における支援を行う事業である。

令和5年2月末時点で1,014名の方が利用しており、その利用者の中には判断能力が全く無いなど、同事業を利用できる水準にない場合もあり（下記「利用対象者の目安」を参照）、同事業の利用から成年後見人等の制度への移行が必要とされる事例が生じている。

県においては、岩手県社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の適正

な運営と成年後見制度の利用促進を一体的に進めることとしており、国が示している「成年後見制度の利用を必要とする方が、全国どこでも制度を利用できる体制の構築」の実現に向けて、市町村の取組を支援していく。

【参考】

日常生活自立支援事業の利用者数の推移 R1:981名 R2:1,006人 R3:996人

制度名【実施機関】	サービスの内容
成年後見制度 【家庭裁判所】	成年後見人等が、本人に代わって次のような行為を行う (後見・補佐・補助によって権限が異なる。) ◇財産の管理(預金の出し入れも含む) ◇各種契約の締結
日常生活自立支援事業 【社会福祉協議会】	本人の生活の次のようなサポートを行う ◇福祉サービス利用支援 ◇日常的金銭管理 ◇書類等預かり

【利用対象者の目安】

判断能力	全くない	著しく不十分	不十分	不安がある
成年後見制度 (制度の種類)	←──────────────────→ (後見)	←──────────────────→ (補佐)	←──────────────────→ (補助)	対象外
日常生活自立 支援事業		←──────────────────	──────────────────	──────────────────

県の取組 事項	① 弁護士会等の関係機関・団体による「岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」を運営し、全県における連携体制の強化を図るとともに、各地域における市町村等の活動を支援 ② 制度の普及啓発と市民後見人養成、市町村による成年後見人選任の申立を技術的に支援する研修会を実施 ③ 地域のネットワークづくりの支援(関係機関による意見交換会の開催等)
------------	--

市町村の取組 事項	① 成年後見制度に係る中核機関の設置 ② 国の第二期計画に記載された市町村の役割及びK P Iの達成 ③ 市町村長による成年後見申立(民法第7条等に基づく審判請求)の積極的な活用 ④ 申立費用や後見人報酬の助成等の実施(国の成年後見利用支援事業等を財源として活用) ⑤ 権利擁護人材の養成研修や資質向上のための支援体制の構築(国の成年後見利用支援事業等を財源として活用)
--------------	---

	⑥ 日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への移行が必要な方についての相談・支援
	⑦ 民生委員等からの相談・要請や関係機関との連携による制度利用が必要な対象者の把握と状態に応じた援助（各種制度の利用）の促進

【参考】

広域振興局等の取組事項	市町村の取組が促進されるよう、助言等をお願いする。
	① 各地域における地域連携ネットワーク構築のための協力
	② 民生委員等からの相談・要請や関係機関との連携による制度利用が重要な対象者の把握と状態に応じた援助（各種制度の利用）の促進
	③ 成年後見利用支援事業（申立費用や報酬の助成等）の活用
	④ 地域医療介護総合確保基金（権利擁護人材の養成研修や資質向上のための支援体制の構築等）の活用

【参考】

※ 参考1 成年後見関係事件申立件数 H30:298件 R1:312件 R2:315件 R3:326件

※ 参考2 市町村長申立件数 H29:44件 H30:62件 R1:64件 R2:71件 R3:76件

(5) 再犯防止対策の推進について

ア 概要

「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日公布・施行）」において、県及び市町村についても、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた再犯防止施策を実施する責務が規定された。

県では、高齢又は障がいにより自立した生活が困難な矯正施設退所者等に対し、福祉サービス等の利用支援を行う「岩手県地域生活定着支援センター」を委託設置しているほか、同法に定める役割を担うため、平成30年度から国の地域再犯防止推進モデル事業を実施しているところであり、令和元年12月に、司法、更生保護、保健医療福祉の関係機関・団体等で構成する「岩手県再犯防止推進連絡協議会」を設置、令和2年度に「岩手県再犯防止推進計画」を策定し、本県の再犯防止施策を推進することとしているほか、令和3年度からは岩手県地域生活定着支援センターにおいて被疑者等支援を開始し、福祉的支援を必要とする方に対して必要な支援を行うことにより、円滑に社会復帰できるようにしている。

なお、岩手県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいては、市町村に期待される行動として、「再犯防止推進計画の策定」を掲げているところであり、再犯防止推進について単独の計画にこだわらず、市町村地域福祉計画の一部として計画するよう検討を進められたい。

イ 同法に定める地方公共団体の役割

(7) 再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を実施する責務

(i) 地方再犯防止推進計画を策定する努力義務

基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特性に応じた指導及び支援等 ・ 就労の支援 ・ 非行少年等に対する支援 ② 社会における職業・住居の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の機会の確保等 ・ 住居の確保等 ・ 更生保護施設に対する援助 ・ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ③ 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関における体制の整備等 ・ 再犯防止関係施設の整備 ④ 再犯防止推進に関する重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の共有、検証、調査研究の推進等 ・ 社会内における適切な指導及び支援 ・ 国民の理解の増進及び表彰 ・ 民間の団体等に対する援助
-------	--

ウ 市町村との連携

矯正施設退所者等の罪を犯した人が地域社会に復帰し生活するためには、岩手県地域生活定着支援センターと関係機関が連携して取り組むことが重要である。

同センターが主催する矯正施設退所者等のケース検討会議等への参加により、罪を犯した人等に対する支援への理解を深めていただくとともに、福祉サービスの利用支援や社会復帰を支援する取組、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、市町村が実施する重層的支援体制整備事業と岩手県地域生活定着支援センターとの連携に御協力をいただきたい。

【参考】岩手県再犯防止推進計画の概要

1 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

2 基本理念

県民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて重要であり、たとえ罪を犯しても、誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要である。

こうした考えのもと、本計画では、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安心・安全に暮らせるまちづくりの実現を図る。

3 重点施策

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

<p>(3) 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進</p> <p>(4) 犯罪をした者等の特性に応じた取組</p> <p>(5) 国、市町村及び民間団体等との連携による支援</p>
--

<p>県の取組</p>	<p>① 地域生活定着支援センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設入所者等に対する福祉サービス等に係るニーズの確認 ・ 受入先施設等のあっせん、福祉サービス等に係る申請支援 ・ 受入先施設に対する助言 ・ 矯正施設退所者等の福祉サービスの利用相談 <p>② “社会を明るくする運動”への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県“社会を明るくする運動”推進委員長に知事が就任 ・ 駅頭での啓発活動、作文コンテスト表彰式への参加 <p>③ 更生保護関係団体へ協力・各種行事等の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県保護司会連合会への県単独補助金の交付 ・ 永年勤続保護司に対する知事感謝状の贈呈 ・ 更生保護団体主催の研修会等への知事の出席 <p>④ 再犯防止推進に向けたネットワークの構築(岩手県再犯防止推進連絡協議会の設置)</p> <p>⑤ 岩手県再犯防止推進計画に基づく再犯防施策の推進 (市町村、福祉施設等を対象とした研修、セミナーの実施等)</p>
-------------	--

<p>市町村の取組事項</p>	<p>① 地方公共団体における再犯防止推進計画の策定(努力義務)</p> <p>② 再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた以下の施策を策定・実施(努力義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等 ・ 社会における職業・住居の確保等 ・ 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備 ・ 再犯防止施策推進に関する重要事項
-----------------	---

<p>市町村に協力を依頼する事項</p>	<p>① 福祉サービスや各種制度の利用支援業務への協力</p> <p>② 重層的支援体制整備事業により実施する市町村事業と岩手県地域生活定着支援センターとの連携</p> <p>③ 地域生活定着支援センター主催のケース検討会議への参加</p> <p>④ 地域社会における再犯防止等に関する実態把握及び再犯防止に活用できる社会的資源の調査への協力</p> <p>⑤ 県における再犯防止推進計画策定への協力</p>
----------------------	---

※参考 矯正施設とは刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院を指すものであるが、対象者に配慮し、「刑務所等」ではなく「矯正施設」として全国的に統一されている。

【参考】

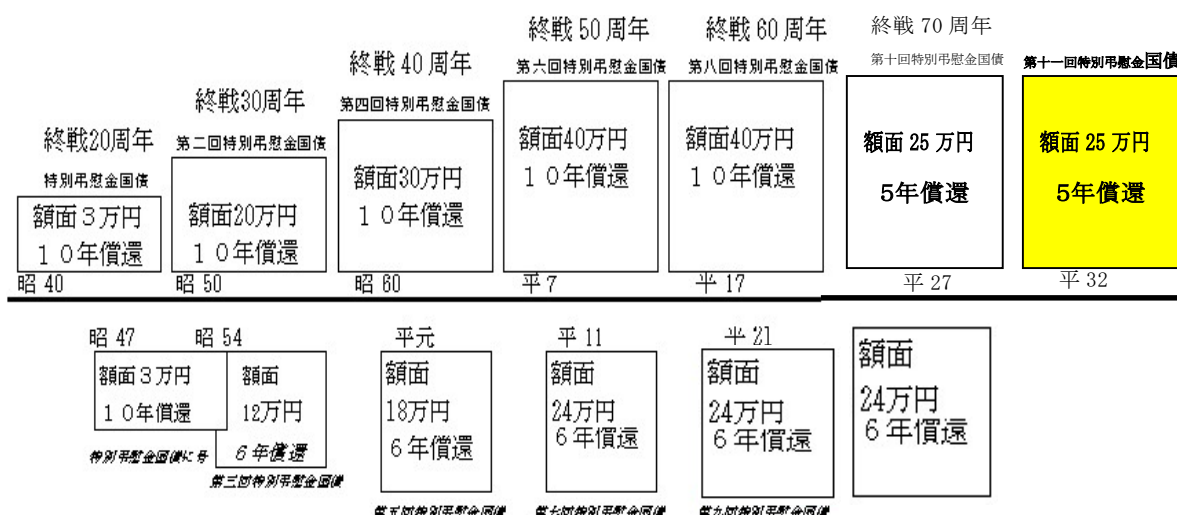
広域振興局等の取組事項	① 福祉サービスや各種制度の利用支援業務への協力 ② 地域生活定着支援センターが主催するケース検討会議への参加 ③ 地域社会における再犯防止等に関する実態把握及び再犯防止に活用できる社会的資源の調査への協力 ④ 岩手県再犯防止推進計画に基づく各施策への協力
-------------	---

3 戦没者遺族等への援護について

(1) 戦没者等の遺族に対する第十一回特別弔慰金について

ア 概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の日において恩給法による公務扶助料等の受給権を有する遺族がいない場合に、その他の遺族に対して、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）に基づき支給している。



イ 今後の取組について

令和2年4月1日から令和5年3月31日までが請求期間となっており、請求期間は終了するが、市町村には、引き続き裁定通知書及び国債の交付に御協力いただきたい。

県では、令和2年9月から特別弔慰金の裁定をおこなっており、請求期限までに受付された分について今後も引き続き、審査事務を円滑に進め、早期の支給決定に努めていく。

市町村の取組事項	遺族からの請求受付事務 《令和5年3月31日で終了》 ※ 市町村が請求書の受付を行い、記載漏れや添付書類の漏れ等の不備がないか確認し、不備がある場合は整備したうえで、速やかに県に進達する。
----------	---

	遺族への裁定通知書及び国債の交付事務 <<継続>> ※ 市町村が県から送付された裁定通知書及び日本銀行の代理店から受領した国債を請求者に交付する。
--	---

(2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給について

令和3年4月及び10月から請求受付が開始されていることから、受付事務に協力いただきたい。

①平成28年改正 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（継続支給措置）	
概要	先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的苦痛に対して、国として特別の慰藉を行うために特別給付金（記名国債）を支給する
対象者	第二十八回特別給付金「い」号の受給権を取得した者であって、令和3年4月1日において引き続き障害年金等の年金給付等（以下「増加恩給等」）を受けている戦傷病者等と婚姻している妻
国債の名称	第二十九回特別給付金国庫債券「い」号
額面	重症：50～15万円、軽症：25～7.5万円
償還期間	令和4年から令和8年までの毎年4月15日（5年均等償還）
請求期間	令和3年4月1日～令和6年4月1日

②平成28年改正 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（新規支給措置）	
概要	(①の概要に同じ)
対象者	夫である戦傷病者等が、平成28年4月2日以後、じ後重症により増加恩給等を受け、令和3年4月1日において戦傷病者等に該当することとなった場合の戦傷病者等の妻 平成28年4月2日以後に戦傷病者等と婚姻したことにより、令和3年4月1日において戦傷病者等の妻である者
国債の名称	第二十九回特別給付金国庫債券「い」号
額面	重症：15万円、軽症：7万5千円
償還期間	令和4年から令和8年までの毎年4月15日（5年均等償還）
請求期間	令和3年4月1日～令和6年4月1日

③平成28年改正 平病死特別給付金	
概要	(①の概要に同じ)
対象者	夫である戦傷病者等が、平成25年年4月1日から平成28年3月31日までの間に死亡し、公務扶助料等の受給権を有していない妻
国債の名称	第十三回特別給付金国庫債券「た」号

額面	5万円（重症者、軽症者の区別なし）
償還期間	令和4年から令和8年までの毎年4月15日（5年均等償還）
請求期間	令和3年10月1日～令和6年9月30日

市町村に協力を依頼する事項	個別請求案内リストによる 請求指導
市町村の取組事項	請求書受付事務、裁定通知書・国債の交付事務

(3) 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給について

令和5年4月から請求受付が開始されていることから、受付事務に協力いただきたい。

①令和5年改正 戦没者等の妻に対する特別給付金		
概要	は、戦没者等の妻が一心同体である夫を失ったこと、生計の中心を失い経済的困難と闘ってこなければならなかったこと等の特別の精神的痛苦を有する点に鑑み、国として特別の慰藉を行うため、一定の基準日において、特別給付金（記名国債）を支給する	
対象者	援護法に規定する軍人軍属又は準軍属が昭和6年9月18日以後公務上又は勤務に関連して死亡したことにより、一定の基準日において、公務扶助料等の受給権を有する戦没者等の妻（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む）	
国債の名称及び基準日	第三十回特別給付金国庫債券「い」号	令和5年4月1日
	第三十回特別給付金国庫債券「ろ」号	令和6年4月1日
	第三十回特別給付金国庫債券「は」号	令和7年4月1日
	第三十回特別給付金国庫債券「に」号	令和8年4月1日
	第三十回特別給付金国庫債券「ほ」号	令和9年4月1日
額面	110万円（5年償還）	
償還期間 毎年4月30日 及び10月31日 に支払い	第三十回特別給付金「い」号	令和6年4月～令和10年10月
	第三十回特別給付金「ろ」号	令和7年4月～令和11年10月
	第三十回特別給付金「は」号	令和8年4月～令和12年10月
	第三十回特別給付金「に」号	令和9年4月～令和13年10月
	第三十回特別給付金「ほ」号	令和10年4月～令和14年10月
請求期間	第三十回特別給付金「い」号	令和5年4月1日～令和8年3月31日
	第三十回特別給付金「ろ」号	令和6年4月1日～令和9年3月31日
	第三十回特別給付金「は」号	令和7年4月1日～令和10年3月31日
	第三十回特別給付金「に」号	令和8年4月1日～令和11年3月31日
	第三十回特別給付金「ほ」号	令和9年4月1日～令和12年3月31日

(4) 岩手県戦没者追悼式の開催について【予定】

ア 目的

先の大戦において亡くなられた方々へ追悼の誠を捧げるとともに、かけがえのな

い肉親を失われた御遺族の心情の慰藉を図り、併せて恒久平和を誓う。

イ 開催日時等

- ・ 令和5年10月14日（土）11：00～12：00
- ・ 盛岡市都南文化会館（キャラホール） 大ホール

※ 岩手県遺族連合会から要望があったことから、休日開催とする予定

【令和4年度の実施状況】

開催日時：令和4年11月2日（水）11：00～12：00

開催場所：盛岡市都南文化会館（キャラホール） 大ホール

参加者数：遺族、来賓、スタッフを含め約400人

(5) 中国残留邦人等への支援について

中国残留邦人等に対しては、下表のような支援策が講じられており、**市町村や関係機関と連携して、引き続き積極的な支援**を実施する。

【支援の概要】

1 国民年金の特例等 （老齢基礎年金の満額支給）	国が国民年金の保険料相当額を追納することにより、満額の老齢基礎年金を支給する。
2 支援給付（※）の実施 （老齢基礎年金を補完する生活支援）	老齢基礎年金等の満額支給に加え、世帯の収入が一定の基準に満たない場合、支援給付を支給する。 厚生労働省及び県が、支援給付実施機関に対し原則年1回、実地監査若しくは書面監査を実施する。
3 配偶者支援金の給付 （平成26年10月1日～）	中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者に対し、満額の老齢基礎年金の3分の2相当額を支給する。
4 地域における支援	日本語教室の開催、支援・相談員による通訳、による支援等を行う。

※ 支援法に規定する支援給付は、生活保護法の規定の例によるが、一部異なる取扱いがある。

市町村に協力を依頼する事項	① 中国残留邦人等の 個々の事情を踏まえた積極的な支援 ② 高齢化・身体機能の低下による 優先的な公営住宅の住替えに係る配慮 や、介護サービスを安心して利用できるよう 介護関連支援の充実 ③ 支援給付事務の監査における、監査資料の作成や対応等 （市に限る。）
---------------	---

4 社会福祉法人の適正な運営確保等について

(1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた社会福祉法人の運営について

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、理事会・評議員会の対

面開催が困難になるなど、法人の運営に大きな影響が見受けられたところ。

令和5年度においては、令和5年2月28日付け福祉基盤課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その7）」で示されているとおり、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、今決算期以降については、原則、法令及び定款の定めによることとされ、関係書類に係る期限等に支障がないように留意する必要があるものとされたところ。ただし、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行に伴い、地域の感染状況等に応じた負担増が考えられることから、期限の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、引き続き、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとされたことから、柔軟に対応されたい。

市（所轄庁）の 取組事項	新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた指導監督の柔軟な対応
-----------------	--------------------------------

(2) 法人に対する指導監査の適正な実施について

所轄庁が行う社会福祉法人に対する一般監査については、3箇年に1回の実施周期を原則として実施するものであること。ただし、法人における新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行の影響も踏まえつつ、その実施時期については、引き続き丁寧な調整を図るとともに、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせることは可能であることから、手法の柔軟化についても適切に図られたいこと。

また、理事会及び評議員会の開催や社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類等について、やむを得ず開催時期や期限の遵守がされていない法人の指導監督を行うに当たっては、柔軟に対応されたい。

市（所轄庁）への 依頼事項	新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえた監査の実施 法人監査における広域振興局との連携 <ul style="list-style-type: none"> 広域振興局と指導監査に関する情報共有
町村に協力を 依頼する事項	管内の県所管法人に係る情報の共有等 <ul style="list-style-type: none"> 指導監査において多くの指摘事項が認められた法人に係る情報共有への協力

【参考】

広域振興局等の取組事項	指導監査の一般市との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 市との監査実施状況等に関する情報共有 定款変更手続きマニュアルに沿った適切な事務処理 <ul style="list-style-type: none"> 特に公益事業・収益事業を定款に追加する場合の要件確認の徹底
-------------	---

(3) 社会福祉経営サポート事業について

法人制度改革から6年が経過したところであるが、法人指導監査において未だに経営組織のガバナンスや基本的な会計管理に問題を抱える法人が一定数存在しており、監査とは別の伴走型支援が必要であることから、県では、社会福祉法人運営に精通する専門家を講師としたセミナー及び個別相談会を開催し、専門家による伴走型サポートにつなげるための取組（社会福祉経営サポート事業）を行うこととしているので、管内の社会福祉法人に対して周知を図るとともに、特にも、未だに経営組織のガバナンスや基本的な会計管理に問題を抱える法人に対しては、積極的な参加の呼び掛けをお願いしたい。

市（所轄庁）への依頼事項	社会福祉法人経営サポートセミナーの周知及び参加呼び掛け
--------------	-----------------------------

【参考】

広域振興局等への依頼事項	社会福祉法人経営サポートセミナーの運営補助 <ul style="list-style-type: none"> 会場準備等
--------------	--

(4) 社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、「社会福祉連携推進法人」（以下「連携法人」という。）制度が新たに創設され、令和4年4月1日に施行された。

連携法人は、地域共生社会の実現に向け、地域ニーズに対応した新たな取組の創出、その担い手となる福祉・介護人材の確保・育成、社会福祉法人の経営基盤の強化などを進めていく観点から、社会福祉法人等が社員となり、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働を進めていくための枠組として位置付けられている。

連携法人の所轄庁は、社会福祉法人と同様、県又は市が担うこととなるので、庁内における体制整備を速やかに行うとともに、設立に向けた相談等があった場合には、適切に対応されたい。

また、所管している法人に対する同制度の周知とあわせ、国庫補助「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用についても周知願いたい。

市(所轄庁)の 取組事項	連携法人の認定・指導監督
-----------------	--------------

(5) 「eラーニングで学ぶ 社会福祉法人財務会計」の周知について

主として小規模法人を念頭に、法人の財務会計に関する理解を深めるための教材が厚生労働省ホームページで公開されていることから、本教材が有効に活用されるよう、管内法人に対する周知を図り、活用につなげていただきたい。

あわせて、本教材を活用した研修の実施などを含め、法人の経理事務処理体制の強化を図る観点から、法人に対し必要な支援を行われたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21225.html

市(所轄庁)の 取組事項	小規模社会福祉法人等の経理事務処理体制強化への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模社会福祉法人向け経理規程例・経理事務マニュアル・事務処理体制強化研修動画の周知・活用
-----------------	--

(6) 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」については、社会福祉法において、すべての法人の責務とされているところである。

県ホームページに県内法人の取組事例を掲載しているので、所管する法人へ取組を促す際に活用願いたい。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/houjinshidou/1050618.html>

また、厚生労働省においても好事例集を掲載しているので、合わせて活用願いたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13289.html

市(所轄庁)へ の依頼事項	「地域における公益的な取組」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページ取組事例、厚生労働省作成の好事例集の周知
------------------	--

【参考】

広域振興局等 への依頼事項	「地域における公益的な取組」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページ取組事例、厚生労働省作成の好事例集の周知
------------------	--

(7) 福祉サービス第三者評価の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい。

市町村への依頼事項	事業者に対する積極的な受審に係る助言
-----------	--------------------

【参考】

広域振興局等への依頼事項	事業者に対する福祉サービス第三者評価事業の積極的活用の促進 ・ 施設監査等の機会を捉えて、関係施設等に対し積極的な受審を助言
--------------	---

5 生活保護制度の適正な実施等について

(1) 生活保護の動向等について

ア 受給世帯数及び受給者数

令和5年1月時点における県内の生活保護受給世帯数は10,424世帯、生活保護受給者数は12,514人であり、前年同月比で見ると受給世帯数は横ばい、受給者数は微減の傾向が続いている。

イ 保護申請件数

令和5年1月時点における県内の保護申請件数は月平均約145件であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から依然として高い水準にあり、予断を許さない状況が続いている。(R3:140件/月、R2:125件/月、R1:132/月)

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う措置

引き続き、関係通知等に基づき、保護の適切な実施が求められているが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることを踏まえ、厚生労働省においては、同日を目途に、新たな取り扱いを示す予定としていることから、今後の対応等について留意が必要である。

(2) 生活保護制度の見直し等について

ア 生活保護制度の見直し

制度見直しについては、厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において、令和4年12月に「中間まとめ」が取りまとめられた。(被保護者の援助に関する計画作成・支援等を調整する会議体の設置、保護受給中の子育て世帯全体への支援、困窮制度と保護制度との連携等の措置または制度化)

今後、厚生労働省においては、制度化に向けた検討や調整等を進めて順次対応が行われる見通しであることから。県と各実施機関において情報共有を行い、順次対応していく必要がある。

イ 生活保護基準の見直し

生活扶助基準については、厚生労働省「生活保護基準部会」の検証結果及び足下の社会経済情勢（コロナ禍による影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響）等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5年度～令和6年度）は、下記の臨時的・特例的な措置の実施による基準改定が行われる。令和7年度以降の基準改定については、令和7年度予算の編成過程で改めて検討することとされた。

令和5年度においては、本年10月からの施行に向けて、生活保護システムの改修をはじめ円滑な施行に向けた準備を適宜実施する必要がある。

【臨時的・特例的な措置の主な内容】

- (ア) 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
- (イ) (ア)の加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障

市の取組事項	① 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新たな取り扱いへの対応 ② 訪問調査活動による保護受給世帯の的確な状況把握及び必要な指導援助等の実施 ③ 生活扶助基準の見直しに係る保護受給世帯等への適切な説明 ④ 生活保護のシステム改修等の円滑な基準改定に向けた準備
市に協力を依頼する事項	生活保護基準の「見直し影響額調査」への対応
町村に協力を依頼する事項	① 保護の相談、申請に係る広域振興局と連携した適時適切な対応 ② 保護世帯の状況等について広域振興局への適切な情報提供

(3) 生活保護受給者に対する就労支援・進学支援の充実について

ア 生活保護受給者の就労支援

稼働能力を有する生活保護受給者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の取組により、就労に繋がり、自立に至っているところである。

一方、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する生活保護受給者もあることから、被保護者就労準備支援事業等も積極的に実施いただき、就労支援の取組の充実をお願いします。

イ 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率の向上

生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、子どもの貧困に関する指標の一つとされているが、本県においても、進学率の向上を図る取組が必要である。

いわて県民計画（2019～2028）第2期のアクションプランにおいては、「生活保護

世帯の子どもの高校進学率」を具体的推進方策指標とし、現状値（2020）96.6%から、目標値（2025）99.5%への向上を目指していることから、当該目標の達成に向けた取組をお願いする。

併せて、家庭の養育に課題を抱える生活保護世帯への支援の充実もお願いしたい。

市の取組事項	① 保護受給者の稼働能力、個々の状況・課題に応じた就労支援の実施 ② 子どもの学習・生活支援事業と連携した生活保護受給世帯への就学・養育支援
町村に協力を依頼する事項	広域振興局及び子どもの学習・生活支援事業との連携した子どもがいる保護受給世帯への支援への協力

(4) 生活保護法施行事務監査について

ア 令和5年度生活保護法施行事務監査

厚生労働省が定める今年度の監査における重点事項及び昨年度の県監査において、課題が多く見られた事項を今年度の県監査における重点事項として定め、県監査を行う予定であり、円滑な監査の実施に協力をお願いする。

【令和5年度厚生労働省生活保護法施行事務監査における重点事項】

- (ア) 保護の相談及び申請の適切な取扱いについて
- (イ) 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について
- (ウ) 適切な収入の把握等について
- (エ) 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について
- (オ) 適切な実施方針及び事業計画の策定について

市に協力を依頼する事項	① 監査の事前準備及び監査の円滑な実施への協力 ② 結果通知に基づく保護受給世帯への対応及び改善報告の提出
町村に協力を依頼する事項	広域振興局が行う各種調査(公営住宅の利用状況、課税調査、固定資産の保有状況調査等)への協力

(5) 会計検査院第2局厚生労働検査第1課による実地検査結果への対応について

令和4年6月に行われた会計検査院(会計検査院第2局厚生労働検査第1課)実地検査において、是正等の対応を求められた事項について、引き続き留意の上、対応をお願いしたい。

【是正等の対応を求められた主な内容】

- (ア) 障害者加算の認定誤り
- (イ) 生活扶助費等負担金実績報告における返還金の取り扱い
- (ウ) 生活保護システムにおけるマイナンバーによる情報連携の活用

市の取組事項	是正等の対応を求められた事項への引き続きの対応及び実施機関内における確認の徹底
--------	---

(6) 医療扶助のオンライン資格確認の導入について

医療扶助のオンライン資格確認については、令和5年度中の導入に向けて、システム改修や社会保険診療報酬支払基金との事務委託の手続き等を着実に進めていただくようお願いする。

併せて、オンライン資格確認が原則となることも踏まえ、生活保護受給者に係るマイナンバーカード取得促進及び初回登録支援についても積極的な取組をお願いする。

市の取組事項	① システム改修や支払基金との事務委託の手続き ② 被保護者のマイナンバーカード取得促進及び初回登録支援
町村に協力を依頼する事項	広域振興局が行う被保護者のマイナンバーカード取得促進に向けた取組への支援

(7) 被保護者健康管理支援事業の更なる取組の推進について

「被保護者健康管理支援事業の手引き」(令和2年8月21日付厚生労働省事務連絡)を参考として、各市町村の保健担当課とも連携の上、効果的な実施に向けた取組をお願いする。

市の取組事項	保健担当課と連携した事業の実施
町村に協力を依頼する事項	広域振興局と町村保健担当課の連携及び事業実施協力

6 生活困窮者への支援の充実について

(1) 生活困窮者自立支援制度の推進

ア 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた検討

生活困窮者自立支援制度見直しについては、厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において、令和4年12月に「中間まとめ」が取りまとめられた。(支援会議の設置の努力義務化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化、居住支援の強化等)

今後、厚生労働省においては、任意事業等の実施促進に向けて、事業の実施状況等に関する調査を行うことを予定していることから、調査等への協力をお願いする。

イ 自立相談支援体制の強化

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が令和2年度から急増した。これにより、令和4年度においても、県内の自立相談支援機関における新規相談受付件数は、コロナ禍以前に比べると増加している状況が続いている。

また、直近では、物価高騰等の影響により生活に困窮される方への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の償還開始に伴う借受人への対応が課題となっている。

引き続き、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用する等により、特例貸付の償還が困難な借受人等への生活再建に向けた支援を行うために必要な体制整備をお願いします。

ウ 住居確保給付金の機能強化

令和5年4月から、コロナ禍における特例的な対応が一部恒久化され、職業訓練受講給付金との併給を可能とする等、自立支援機能の強化等が図られるよう制度の見直しが行われたことから留意が必要である。

【自立支援機能の強化の具体的措置】

- (ア) 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- (イ) 本則による再支給（最大9か月）の対象者を解雇者に加え、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とする。
- (ウ) 特例による再支給（3か月）は令和5年3月をもって終了
- (エ) 特例以外の見直し（児童扶養手当・児童手当等の収入算定除外、自営業者の事業再生活動の求職活動要件化）

エ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人等への支援

緊急小口資金等の特例貸付については、住民税非課税等の場合には償還を免除するほか、償還が困難な場合には償還猶予や少額返済を認めるなど、借受人に配慮した仕組みを設けている。

こうした償還免除や償還猶予等を受けた借受人は生活に困窮している場合も多いと考えられることから、関係機関と連携した積極的な支援をお願いします。

【支援の具体例】

- (ア) 生活保護を受給する等、償還免除要件に該当する方を社会福祉協議会につなぐ
- (イ) 特例貸付を利用した相談者が現在の生活状況から直ちに償還を行うことが困難な場合には、「償還の猶予が適当」である旨の意見書を作成
- (ウ) 償還免除・猶予中の方へのアウトリーチ支援、家計改善支援事業の活用等による積極的支援

オ 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施について、未実施自治体においては、引き続き実施に向けた調整、準備等をお願いします。

子どもの学習・生活支援事業については、子どもが生まれ育った環境に左右されず、安心して学ぶことができるよう、教育の機会を確保することを目指していることから、未実施の市においては、子どもの学習・生活支援事業を含めた取組の検討、実施に向けた調整、準備等をお願いします。

併せて、家庭の養育に課題を抱える生活困窮世帯への支援の充実もお願いします。

市に協力を 依頼する事項 の取組事項	① 任意事業等の実施促進に向けた調査等への協力 ② 住居確保給付金の機能強化措置を踏まえた適切な給付金支給 ③ 特例貸付の償還が困難な借受人等への支援及び支援に必要な 体制整備 ④ 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施
町村に協力を 依頼する事項	① 生活困窮者自立支援事業の円滑な実施のための庁内の関係課 との連携に必要となる調整 ② 子どもの学習・生活支援事業における関係機関調整、教育委 員会及び学校等との連携に係る支援

(2) 関係機関と連携した包括的な支援体制の構築

ア 支援会議の設置

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うことが重要である。

支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会等の既存の会議体の枠組みを活用して支援会議を設置すること、また、公的機関や関係部局のみならず、地域の民間団体との連携を推進しながら、必要な連携体制の見直しや対応強化をお願いする。

イ 生活保護制度との連携

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、本人への切れ目のない、一体的な支援を行う観点から、両制度を連続的に機能させていくことが重要である。

引き続き、福祉事務所との日常的に緊密な連携をお願いする。

ウ プラットフォーム事業等を活用した民間団体等との連携の推進

従来とは異なる新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題への対応など、支援ニーズが多様化している中、民間団体等においては、独自の取組として、フードバンクによる食料提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が行われている。こうした生活困窮者支援の取組は、コロナ禍の中で大きな役割を担ってきている。

各市福祉事務所（自立相談支援機関）、関係機関は、地域の生活困窮者支援の実情や課題の整理、連携体制や支援方法、就労先の開拓等、地域の実情に応じた支援体制の整備を促進するプラットフォームの運営または参画等について、引き続き協力をお願いする。

市に協力を 依頼する事項 の取組事項	① 既存の会議体の枠組みを活用した支援会議の設置 ② 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携による切れ目のない一体的な支援 ③ プラットフォーム事業への参画及び県と連携して行う地域における関係団体への運営等の協力要請
--------------------------	--

町村に協力を 依頼する事項	① 広域振興局が行う支援会議の設置及び自立支援機関が行う支援調整会議の円滑な運営のための庁内関係課及び関係団体との連携に必要な連絡調整等 ② プラットフォーム事業への参画
------------------	--